

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては平均一箇月当たりの通勤所要回数分、この号に掲げる通勤所要回数分により難いと人事委員会が認める職員にあつては人事委員会が認める通勤所要回数分）の運賃等の額</p> <p>2（略）</p>	<p>第八条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額</p> <p>2（略）</p>

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。